

神戸親和女子大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判 定

2021（令和3）年度大学評価の結果、神戸親和女子大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2022（令和4）年4月1日から2029（令和11）年3月31日までとする。

II 総 評

神戸親和女子大学は、教育理念「建学の精神に則り、学問を通しての人間形成を目指し、国際的知識と視野と感覚を涵養して世界に役立つ実践力を高め、人権への洞察を極め、未来を担う豊かな知性ある女性を育てんとする」に基づき、「社会の発展方向を広く視野におき、学芸に関する多様な教育研究を通して豊かな教養を培い、専攻に係る学識を深めることによって、総合的判断力をもち主体的に社会に対応できる人間を育成すること」を目的としている。その実現に向けて、2020（令和2）年度に「第3次10年構想5か年計画」を設定している。また、2019（令和元）年度に、今後の10年に焦点を定めた新たな教育ビジョン「SHINWA VISION 2030」を策定している。

内部質保証については、2015（平成27）年度以降の「大学評価委員会」における全学的なシステムの整備を経て、2019（令和元）年度に、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「全学内部質保証推進ワーキング・グループ」（以下、「全学質保証WG」という。）を設置した。「全学質保証WG」は、既存組織である「執行部会議」に、教学面を担当する「教学マネジメント会議」を加える形で構成されている。「全学質保証WG」により、内部質保証のための全学的基本方針を策定し、それに基づいて内部質保証システムを整備している。ただし、このシステムは構築から日が浅く、小規模な大学としての利点及び不足点を見極めながら、この新しいシステムのもと、内部質保証に取り組んでいる段階である。「IR推進室」によるデータの収集と分析、またそのフィードバックが詳細にわたり丁寧に行われている点は、内部質保証を支えるための強みとなっている一方、「経営戦略会議」をはじめとした関連組織のシステム上の位置づけが不明確であることから、今後「全学質保証WG」を中心とした体制の見直しや権限、役割の明確化が求められる。点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた支援についても現段階では十分ではないことから、今後PDCAサイクルを回しながら、内部質保証システムの適切性について定期的な点検・評価を行い、より効果的にシステムを運用できるよう検討を続けていくことが期待される。

教育内容・方法については、全学的な教育目的に基づいて、学位の種類ごとに方針を定め、各学科、研究科の専門性を考慮して適切に規定されている。学部教育においては、2015（平成 27）年度以降、1 年間に履修登録できる単位数の上限設定の導入により学生の単位修得に必要な学習時間を確保したうえで、各学科の学修内容に応じて講義、演習、実習等の授業形態を適正に配置している。教育の特色として、学生の主体的、探究的な学びを実現するために、アクティブ・ラーニングの方法を取り入れた授業を多く展開していることが挙げられる。こうした教育内容については、カリキュラムマップにわかり易くまとめられ、学生に周知している。全学的な学習成果の把握に向けた取り組みとしては、学部・学科・大学院研究科ごとに、専門性に合わせたルーブリックが策定されている。また、学生に対する「学修行動調査」や「満足度調査」、通信教育部については別途「学修行動調査」を実施しており、大学全体、学科・専攻、科目の3段階で学習成果の評価を行う指針としてアセスメント・ポリシーが策定されている。学生の学習成果の把握に向けて、大学全体として精力的に取り組んでいることがわかる。

教育目的に掲げられた「主体的に社会に対応できる人間を育成すること」を目指し、地域連携センターを中心とした社会連携・社会貢献、とりわけ近隣地域との連携や近隣地域への貢献は、大学の伝統的な特性であり、高く評価できる。また、「FD推進委員会」の主導のもとで、カリキュラム開発や教員の研究を含めたキャリア開発等、教員組織や教育課程に即した多様で実践的なファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）活動を展開しており、教員の参加率が高いことも、優れた取り組みといえる。さらに、教員活動評価において評価項目を確認、検証し、必要に応じた見直しなどを毎年行っている点も、教育内容の向上につながることを期待され、高く評価できる。

一方で指摘すべき問題点も見受けられる。学生の受け入れの状況が好転しないことや、それによって教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤が確立できていないことは、教育研究の永続性の確保に向け早急に改善が求められる。今後は、中・長期計画に掲げた入試改革及び教育改革を中心とした諸政策を着実に遂行し、「第3次財政改善計画」に基づき、財政基盤の確立を図るよう是正されたい。

今後、内部質保証の取り組みを通じてこれらの問題点を解決するとともに、特徴ある取り組みを発展させることで、更なる飛躍を期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神に基づく教育理念を「建学の精神に則り、学問を通しての人間形成を目指し、国際的知識と視野と感覚を涵養して世界に役立つ実践力を高め、人権への洞察を極め、未来を担う豊かな知性ある女性を育てんとする」と掲げ、これに基づき、大学の目的を「社会の発展方向を広く視野におき、学芸に関する多様な教育研究を通して豊かな教養を培い、専攻に係る学識を深めることによって、総合的判断力をもち主体的に社会に対応できる人間を育成すること」と定めている。

これらに則り、各学部・研究科・通信教育部の目的を適切に定めている。例えば、文学部の目的については「豊かな教養と専門知識をもち、多様な価値観を持つ人々と共生できる柔軟な考え方と広い視野を持つ人材、様々な社会の文化や個人が抱える課題の解決に貢献できる人材を育成する」としている。また、文学研究科については「学部における一般的及び専門的教養の基礎のうえに、専門の学科を教授研究し、深広な学識と研究能力を養うとともに、高度な専門的知識を有する職業人を養成する」という研究科共通の目的のもとに、専攻ごとの目的を定めている。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に設定し、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定していると判断できる。ただし、大学の理念（建学の精神）については、媒体により表現が異なることから今後の検討が望まれる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・学部の目的は学則に、研究科の目的は大学院学則に、通信教育部の目的は「通信教育部規程」に明示している。これらの目的は、ホームページに掲載し社会に対して公表しているほか、『学生要覧』に記載しており、学生への周知も行っている。また、教職員に対しては、理事長・学長のメッセージや中・長期計画「第3次10年構想5か年計画」で周知されている。なお、点検・評価において、学生や教職員への周知に関しては更なる努力の必要性が課題として挙げられていることから、今後の工夫が期待される。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

中・長期の計画として、2020（令和2）年度に「第3次10年構想5か年計画」を定めている。この計画は、2010（平成22）年度、2015（平成27）年度にそれぞれ策定された第1次、第2次の計画及びその実績の検証結果、前回の大学評価（認証評価）結果を踏まえて策定している。具体的な内容として、本協会の大学基準に従った項目について、「目標」「計画」「中期計画（5年間のロードマップ）」「改善方策」「検証・評価」のそれぞれを定めており適切な計画になっている。また、新たな教育ビジョンとして「SHINWA VISION2030」を策定し、第3次計画にも反映し

ている。さらに、第3次計画を具体化したアクションプランを策定している。

以上のことから、大学として将来を見据えた中・長期の計画を適切に設定している。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的基本方針及び手続は、「執行部会議」のもとに2019(令和元)年度に設置した「全学質保証WG」によって定められている。内部質保証の方針を、「社会の一員として本学の教育研究をはじめとした諸活動について方針を策定し、それに基づき着実に実行し、確実な成果を上げるよう努め、その結果が適切な水準に達していることを自らの責任において説明、証明する活動に積極的に取り組む」と掲げ、「全学質保証WG」の役割と手続について、「教育活動、教育支援・学生支援の業務、研究活動、地域貢献の活動及び大学運営等の大学の諸活動について方針を定め、各学内組織に指示するとともに、必要な支援及び指導・助言を行う。各学内組織の活動結果を検証し、検証の結果に基づき必要な改善案を策定するよう各学内組織に提案する」と定めている。

以上のように、内部質保証のための方針及び手続については、適切に明示されている。しかし、システムが構築されて間もないことから、今後は全学的な周知を図ることが望まれる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「全学質保証WG」は、既存組織である「執行部会議」に、教学面を担当する「教学マネジメント会議」を加える形で組織され、そのメンバーは、学長、副学長、各学科長、教務相当部長、学生担当部長、IR推進室長、事務局長、学長室長、教務担当課長で構成されている。全学的な内部質保証の推進にあたって、「全学質保証WG」を構成する「執行部会議」は教育全体、研究、社会貢献、大学運営等のマネジメントを、「教学マネジメント会議」は3つの方針に基づく教育活動のマネジメントをそれぞれ担い、役割を分担しながら連携する体制となっている。

各学部・学科等及び各学内組織の点検結果は、「大学評価委員会」に報告され、同委員会は、全学的な見地から点検・評価を行い、「全学質保証WG」にその結果を報告する。「全学質保証WG」は、内部質保証活動を行ううえで、「IR推進室」から必要な情報や分析結果の提供を受け、外部有識者等に対し点検・評価結果を示し、意見聴取を行い、「全学質保証WG」の座長である学長が総括を行う。以上の組織の連関は、「全学内部質保証推進組織」に図式化されている。

これらの内部質保証を担う全学的組織の権限と役割は、「内部質保証のための全

学的な方針及び手続」によって定められているほか、「教学マネジメント会議」の役割や権限については「教学マネジメント会議内規」に定められている。また、「大学評価委員会」については、「神戸親和女子大学大学評価規程」、及び「大学評価委員会規程」に定められている。「大学評価委員会」は、「自己点検・評価の作業結果を自己点検・評価報告書に取りまとめ、学内外に公表」し、「評価の結果をふまえ、自己点検・評価項目、実施方法、実施体制及び評価の結果の活用について定期的に見直し、改善に努める」ことになっている。「大学評価委員会」は、「大学執行部会議」の構成員に加え、各学部長、各学科長、各研究科専攻主任、通信教育部長、各センター長、各部長、事務局次長、学長室課長、庶務担当・教務担当課長によって構成されている。

以上のように、「大学評価委員会」が各組織の自己点検・評価の検証活動を行う一方で、「全学質保証WG」は、学部・学科等、及び各学内組織に対して全学的な視点から基本方針を策定・提示し、各組織に伝達するとともに、全学的な内部質保証推進システムをマネジメントする役割を担っている。このことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制は一定程度構築されているといえる。ただし、「全学質保証WG」の設置の根拠は、「執行部会議」における申合せであり、それ自身が独自の規程によって恒常的な会議体として設置されているとはいえない。このことから、内部質保証に係る活動の継続性や安定性は担保されているとはいえず、また、全学の内部質保証活動に係る会議体である「経営戦略会議」「FD推進委員会」等と推進組織との関連が明示されていないため、改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の3つの方針について、「教学マネジメント会議」が全学的な見地から立案している。その基本方針は、中・長期計画である「第3次10年構想5か年計画」に示されている。前回の中・長期計画では、3つの方針との関連で教育目標が掲げられ、教育課程全体の編成方針として、カリキュラム・ポリシーを明確にすること、教育目標を実現するために、オンキャンパス教育とオフキャンパス教育の融合を図ること、学生の多様な教育ニーズに応えるカリキュラムを編成すること等の7点が示されている。これに従って、各学部・学科等における3つの方針を設定している。

3つの方針に基づく教育に関する企画・設計、運用、検証、及び改善・向上の取り組み（PDCAサイクル）は、「教学マネジメント会議」が中心となって行っている。学部・学科等は、各ポリシーに基づいて教育活動に取り組むが、その結果はアセスメント・ポリシーに基づいて、各学部や研究科及び「教学マネジメント会議」において検証している。検証後は、必要に応じて「全学質保証WG」から学部・研

究科及び各学内組織に対し改善提案が出されている。

学部・研究科、各学内組織に関する点検・評価活動において、中心的役割を果たす「大学評価委員会」のもとに、本協会の大学基準に対応する形で9つの評価専門部会を設置している。これら評価専門部会による点検・評価の結果を「大学評価委員会」が全学的な見地から検討を行い、その結果に基づく改善・向上を「全学質保証WG」が中心となって運営・支援していくことになっている。

自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するため、2015（平成27）年度に設置した「IR推進室」が客観的な資料の提供等を行っている。ここでは、学習成果の収集・分析が行われ、「全学質保証WG」が妥当性を的確に判断できるようにしている。とくに、「教学マネジメント会議」では、単位の実質化に向けた意見交換がなされ、「IR推進室」が作成した資料の学生へのフィードバックと内容の確認、FD研修を通じたルーブリックの確認作業が行われている。こうした取り組みは、教員評価の精緻化や向上に寄与している。

行政機関、認証評価機関等から指摘があった事項については、「大学評価委員会」の該当する評価専門部会において検証され、改善に向けた取り組みを実施している。これを受けて最終的に同委員会より、改善報告が出される体制となっている。

以上、内部質保証における取り組みは、「大学評価委員会」の活動がPDCAサイクルを意識した各評価専門部会による評価へと移行したことや、「IR推進室」による客観的データを活用した評価活動、またアセスメント・ポリシーやルーブリックの導入による評価の透明化、精緻化の取り組みにみられるように、深化を遂げてきており、評価機能の強化が図られている。ただし、「全学質保証WG」による改善指示に基づく改善活動の状況を同WGが十分に把握できておらず、改善に向けたそれぞれの活動をより有機的に結びつけた同WGによるマネジメントが十分とはいえないことから、今後の改善が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

法令で求められる教育研究活動等の状況や自己点検・評価結果等について、ホームページを通じて公表されている。また、点検・評価結果には、中・長期計画の実施状況も併せて記載されている。教員の教育研究活動については、データベース化され、ホームページ上で閲覧できるようになっている。

また、外部機関が運営する「大学ポータル」に掲載する情報については、担当職員で構成される担当プロジェクトを組織し、掲載情報の正確性と信頼性を確保するとともに、定期的な更新に努めている。

財務状況については、法人のホームページにおいて、事業計画を含め詳細に掲載されている。

以上のように、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動については適切に公表され、社会に対する説明責任も十分果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性については、「全学質保証WG」が定期的に点検・評価することになっている。しかし、現行の体制が整備されて間もないことから、まだシステムの適切性を点検・評価する段階には至っていない。ただし、自己点検・評価を実施する「大学評価委員会」による評価専門部会制の導入や「10 年構想 5 年計画」の検証を併せて行うなど、内部質保証システムの改善・向上への取り組みは、定期的・継続的に行われているといえる。

このように、内部質保証システムの適切性に関する検証については、不十分な点が見受けられる。また、「全学質保証WG」において自己点検・評価結果を踏まえた各組織、領域に対する改善支援、進捗管理の状況を明示できる段階にない。ただし、「大学評価委員会」の活動を中心に、点検・評価の結果を着実に改善・向上へと結びつけていく基盤は十分に整えられているため、今後は「全学質保証WG」を中心に、システムの全体像をより詳細に示しつつ、その適切性を点検・評価できる段階へと計画的に進むことが期待される。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証の推進を担う「全学質保証WG」は、規程上の位置づけがなく、組織的な正当性や、内部質保証を推進するための会議体としての持続性が十分であるとはいえない。また、内部質保証に係る「経営戦略会議」「FD推進委員会」等の関連組織が内部質保証体制上明確に位置づけられておらず、それらの連関についても十分に示しているとはいえない。さらに、点検・評価に基づく「全学質保証WG」による改善課題の提示はなされているものの、同WGによる各組織に対する改善支援の内容、進捗管理状況について適切に把握し、マネジメントや支援が十分ではないことから、内部質保証推進組織による、点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けた支援を適切に行うよう改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

学士課程については、教育理念及び大学の目的に基づき、通学課程として文学部

に国際文化学科（2020（令和2）年度までは総合文化学科）、心理学科、発達教育学部に児童教育学科、ジュニアスポーツ教育学科の2学部4学科を、通信教育部として発達教育学部児童教育学科を設置している。また、大学院文学研究科に心理臨床学専攻、教育学専攻を設置している。改組にあたっては、中・長期計画「10年構想5か年計画」に則っており、また時代のニーズに合わせて実施している。

学部・学科等の教育研究を補完する教育研究組織として、学習教育総合センター、国際教育研究センター、キャリアセンター等のセンターを設置している。これらのセンター・附属施設は、学部・学科、研究科・専攻での教育研究と密接に連携しており、設置にあたっては、学問の動向や社会の要請、大学を取り巻く国際環境の変化を考慮している。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切である。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性は、「全学質保証WG」及び「大学経営会議」において検証することとしている。「全学質保証WG」では点検・評価に基づき課題を抽出し、各学科会議や委員会、事務組織へ改善に向けた計画等の策定と実行を指示することで組織等の適切性を維持している。また、毎月1回の「大学経営会議」において、学科等の現状と改善に向けた課題について検証している。大学の将来構想を検討するとともに、大学改革を推進するため、「企画戦略・改革推進室」を学長室に設置し、理事長を室長として、戦略的な組織の設置、改廃、大学改革の推進を図る体制を整備している。

学部・学科の設置・改廃にあたっては、「プロジェクトチーム」を設置し、適切な情報を収集・分析しながら検討を行ったのち、教授会、理事会等の了承を得て、所管官庁に対して所定の手続を進めることとしている。また、改善が求められる事案については、「教務委員会」等へ改善計画の提案を行っている。近年では、大学の中・長期計画に基づき、2019（平成31）年4月開設に向けて、新学部・新学科の改組転換等の構想を進めてきた。2019（平成31）年4月から福祉臨床学科（通信教育課程を含む）の学生募集を停止し、合わせて児童教育学科及びジュニアスポーツ教育学科の定員増を文部科学省に届け出た。また、2021（令和3）年度より、総合文化学科を国際文化学科に名称変更し、カリキュラムをより国際性をもたせたものに変更するとともに、発達教育学部心理学科の学生募集を停止し、心理専門職のみならず一般企業への就職にも対応できる文学部心理学科を設置した。

以上のように、教育研究組織の適切性について定期的に検証し必要な改善を行っている。今後は、「IR推進室」によるIRデータを活用した点検・評価及び新

たに整備した内部質保証システムのもとで、改善・向上が図られることが期待される。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学士課程については、全学的な教育目的に基づき、授与する学位ごとにそれぞれの専門性を考慮して学位授与方針を適切に定めている。例えば、文学部総合文化学科（2021（令和3）年度より国際文化学科）では、「（1）日本語運用能力や、英語・中国語のコミュニケーション能力を高め、異文化間交流を積極的に行う力、（2）国際的な視野にもとづく批判力、判断力、課題解決力を備え、社会が抱えるさまざまな問題に積極的に関わっていく力、（3）ICTを利用し、国際社会に発信し、新しい情報社会に参画する力」を身につけたうえで開設するコースの専門的な資質能力を修得した者に対し学位を授与することを掲げており、いずれの学部・学科においても適切に学習成果を示している。なお、発達教育学部通信教育部については、通学課程と共通の学位授与方針を設定している。

修士課程の学位授与方針も授与する学位ごとに定めており、例えば、文学研究科心理臨床学専攻では、専門的な資質能力を通じて専門的職業に寄与できる者に対し学位を授与するとしたうえで、「心理臨床に関わる領域あるいはその近接領域に関わる領域の幅広い高度な知識を習得し、活用できる」「心理臨床実践の経験を豊富にもち、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等分野で実践できる」「研究能力を高め、専門的知識に裏付けられた修士論文を作成できる」ことを求めており、適切に学習成果を規定していると判断できる。

学士課程、修士課程のいずれの方針も、『学生要覧』や『大学院要覧』『通信教育部学生要覧』のほか、ホームページ等で公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学士課程については、学位授与方針に基づき、学部（通学課程）に共通する「共通教育」の教育課程の編成・実施方針を定めるほか、授与する学位ごとにそれぞれの専門性や学びの方法を考慮して教育課程の編成・実施方針を適切に定めている。例えば、「共通教育」の方針は、「総合的判断力をもち主体的に社会に対応できる能力を身につけること」を目的に「ベシック・スキル」「リベラルアーツ」「キャリアデザイン」等の科目群を設置することを明示し、それぞれ学びの順次性、継続性、発展性を考慮すること等、教育課程の編成に関する基本的な考えや、講義、演習、

実習等の授業形態、アクティブ・ラーニングの採用等、実施に関する基本的な考えを明示している。また、各学科に固有の教育課程の編成・実施方針は、例えば文学部心理学科では、必修科目は「基本科目」「演習科目」、選択科目は「基幹科目」「発展科目」「学部内共通科目」で構成され、それぞれが系統的・体系的に配置することを明示し、また「共通教育」の方針と同様の教育課程の実施に関する基本的な考え方を示しており、いずれも適切である。さらに、通信教育部の方針では、通学課程の方針を基礎に、「テキスト履修科目」及び「スクーリング履修科目」の明示や、「テキスト履修科目」におけるレポート添削及び「質問票」を通じた対話的学修の実施を掲げている。

修士課程については、修了認定・学位授与の基本方針に基づき、専門分野の学問を専門的に深く学ぶための専門教育科目群を体系的に編成し、講義、演習、実習等の教育方法を適切に実施することを明示している。

学士課程、修士課程のいずれの方針も、『学生要覧』や『大学院要覧』『通信教育部学生要覧』のほか、ホームページ等で公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学士課程については、各教育課程の編成・実施方針に基づき、共通科目である「共通教育」科目及び学部・学科独自の専門科目を設置している。「共通教育」科目では、「ベイシック・スキル」「リベラルアーツ」（「外国語コミュニケーション」「文化の中の人間」「現代社会と市民」「女性をとりまく社会」「生命と自然」「多文化を生きる」「情報リテラシー」）「キャリアデザイン」「日本語コミュニケーション（留学生）」とされ、それぞれに適切な科目を配置している。専門科目は、「必修科目」（「基本科目」「演習科目」）「選択科目」（「基幹科目」「発展科目」）に分類されており、適切に配置している。例えば、文学部国際文化学科は、方針に基づき、専門科目として必修の「基本科目」「演習科目」、選択の「基幹科目」「発展科目」「学部内共通科目」となっている。他の学科も同様に、方針に基づき共通科目と専門科目を配置し適切である。通信教育部においても、方針に沿って科目を設定し、通学課程同様カリキュラムマップを策定している。

修士課程については、各教育課程の編成・実施方針に基づき、必修科目、選択科目を設置している。例えば、文学研究科心理臨床学専攻では、必修科目において演習や特論、実習を配置し、大学院での学びの核となる科目を設定していることに加え、選択科目では「心理学統計法特論」「神経心理学特論」「学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）」等、専門分野の学びを深められる科目を多数

設置している。また、いずれの科目も段階的に学びが深められるよう体系的に配置した内容となっており、適切である。

教育課程の編成・実施方針と教育課程は整合性が図られており、また、到達目標と科目との関係は、カリキュラムマップで明確に示されている。カリキュラムマップにおいて科目にナンバリングも付して順次性をもたせている。

以上のことから、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学士課程においては、各学位の特性に応じた単位の実質化を図るために、2015（平成 27）年度より 1 年間に履修登録できる単位数の上限設定を導入している。これにより、授業外学習時間を確保し、学外実習科目や海外研修科目、また単位化されないさまざまな学外での学びを体験する「オフキャンパス活動」に積極的に参加できるように配慮している。2020（令和 2）年度からは、前年度の G P A 値が一定水準にある場合に、当該年度の履修登録単位数の上限を一部緩和する制度を設け、学生一人ひとりの学修状況に合わせた対応を可能としている。また、履修指導については、年度はじめに学科別オリエンテーションが行われており、特に新入生には教務指導のみで 1 日かけ、指導教員による個別の指導も行うなど、きめ細かに実施している。

シラバスには、「授業の目的」「到達目標」「各回の授業計画」「授業方法」「予習・復習・宿題など」「評価基準」等を記載し、カリキュラムマップと組み合わせることで効果的な履修となるよう工夫している。また、他の教員によるシラバスチェックを実施しているほか、学修成果を測定するための指標としてルーブリックを設定しており、こうした取り組みは概ね適切である。

修士課程においては、学生の修了研究（修士論文作成）のための研究指導計画をあらかじめ学生に示し、綿密な指導を行うべく、いずれの専攻でも入学時に修了研究のテーマを提出したうえで、指導教員を決定している。また、学生は、在籍期間中研究発表の機会を 4 回もつこととしている。2019（令和元）年度から教育学専攻の留学生が急増し、修士論文執筆及び中間発表会用原稿作成のための日本語サポートを目的として日本語指導助手を採用している。

教育方法の導入、実施について全学的組織の関与については、「教学マネジメント会議」が中心に行っている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

単位制度の趣旨に基づく単位認定を法令に基づいて適切に行っている。他大学等における既修得単位の認定については、学則で規定し、「単位認定取扱要領」を

設け適切に認定している。成績評価方法及び基準はシラバスに記されており、それに基づいた単位認定を厳正に行うことが「履修規程」により規定されているほか、評価のためのルーブリックを作成し、成績評価の客観性、厳格性を担保している。学生に対しては、「履修の手引き」で成績評価方法及び基準を周知している。

学部における学位授与については、「教務委員会」及び教授会において修得単位数を審議し、認定を受けた者に学位を授与しており適切である。また、卒業論文において学科ごとに「卒業論文ルーブリック評価基準」を設けており、厳正な評価を可能にしている。

また、通信教育部の成績評価は「学習の手引き」に記された「レポートの評価基準」をもとに評価し、科目ごとの要件に合格することで単位認定しており、適切である。学位授与は卒業要件に該当し（通信教育部規程）、「通信教育部運営委員会」での審議のうえ、教授会で卒業認定を受けた者に授与しており適切である。

大学院の成績評価については学士課程とほぼ同様である。また、学位論文の審査については、主査・副査、論文審査委員が論文審査と試験を行い、その結果を研究科委員会で議決している。学位論文審査及び修了認定の客観性・厳格性を担保するために、「修士論文ルーブリック評価基準」、「修士論文の審査基準及び最終試験実施要項」を策定し、大学院学則に明示した修了要件を満たす学生へ適切に学位を授与している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学士課程における学習成果の測定方法として、いずれの学科も学位授与方針に示す学習成果を評価するためのルーブリックを策定している。例えば、文学部国際文化学科（旧総合文化学科）では、「知識」「技能」「志向性」の3つの項目を設定し、それぞれに小項目を設定している。具体的には、「知識」では「日本文化」「国際文化」「社会の仕組み」を設定し、それぞれの小項目が4段階評価で測定できるようになっている。この大項目及び小項目は、各学位授与方針に示す学習成果のうち、共通教育と専門教育の達成すべき能力に対応し、その達成状況を測定できるようになっている。併せて、学生に対して「学修行動調査」及び「満足度調査」を実施するほか、卒業生への意見聴取を行い、学生の学修成果の把握・評価を行っている。また、通信教育部においては「学修行動調査」及び「満足度調査」を行って、学生の学習成果の把握を行っている。

修士課程においても、学位授与方針の学習成果を連関させた「修士論文ルーブリック評価基準」を策定し、評価を行っている。

なお、大学全体レベル、学科・専攻レベル、科目レベルの3段階で学習成果の評

価を行う指針として「アセスメント・ポリシー」を策定しているものの、その運用については今後の検討が望まれる。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握しているものの、その評価については今後の取り組みが期待される。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

全学的な教育課程及びその内容、方法の点検・評価は、定期的に「全学質保証WG」（「教学マネジメント会議」）で検証しFD活動等へフィードバックすることとなっており、基準・方法についても明示している。

「IR推進室」において、「学修行動調査」及び「満足度調査」の結果を分析し、学位授与方針等との対応関係も示し、履修や学生生活の利用に役立てることとしているのは適切である。ただし、学生へのフィードバックは今後の課題として検討が望まれる。

各学科の改善・向上の取り組みとしては、コース改編やカリキュラム内容の見直しを行っている。国際文化学科及び児童教育学科ではコース改編を行い、心理学科においては、FDや授業評価アンケート、学修行動調査等の結果をもとに教育課程の内容や方法について定期的に点検・評価しており、カリキュラム内容を見直し、内容の改善・向上、科目増加を行っており、適切である。通信教育部では授業評価アンケートから、教育内容・教育方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、大学院文学研究科心理臨床学専攻では新たにカリキュラム改編を行い、公認心理師と臨床心理士の資格の同時取得を目指せる体制を構築した。

学習成果の測定を行うアセスメント・ポリシーは策定されているが、まだその結果が教育課程及びその内容・方法の改善に活用されるという段階には至っていないことから、今後は新たに整備した内部質保証体制のもと、点検・評価に基づく改善・向上を図ることが期待される。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

教育の理念に基づいた学部・学科、研究科・専攻ごとの学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜を通じ、多

様な人材を多角的に受け入れるとともに、「個性や適性を持った学生を受け入れ、大学4年間の主体的・実践的学びを通して、社会適応力や実践力を養うこと」を目的として学生の受け入れ方針を定めている。例えば、文学部心理学科では、「将来心理学で学んだ知識や手法で社会に貢献したいという強い意志」とともに、「専門的知識を学ぶ前提として、基礎学力をしっかりと身につけている人」「日々の生活における人の内面や行動に関心を持っている人。あるいは、子どもの内面やその成長に関心を持っている人」「悩んでいる人たちに寄り添い、その役に立ちたいと思っている人」を、求める学生像として定めており、概ね適切である。ただし、入学前の学習歴、学力水準等は各入試要項で示されているものの、学生の受け入れ方針として明文化していない。

学生の受け入れ方針は「入学試験要項」やホームページで公表している。ただし、文学部心理学科等一部の学科において、媒体により方針の内容について表現が異なっているものがあるため、今後の改善が望まれる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に基づき、大学入学以前の学びを生かすことのできる多様な入学試験を各学科で実施している。各学科での学びの内容に合わせて、学科ごとに入学試験に必要な教科や入学前の学修歴、学力水準、能力等を「入学試験要項」やホームページで公表している。入学試験の実施にあたっては、「入試委員会」が企画・運営を行い、評価基準の策定や前年度からの変更等について検討を行っている。また、障がいのある受験生に対して、受験者や保護者の要望を受け、合理的な配慮を行って適切に対応している。入学者選抜における合否判定については、学長、学内理事、アドミッションセンター長、学部長、学科長等で構成される「入試査定協議会」で原案を策定のうえ、全学教授会の場で審議を行い、学長が入学予定者（合格者）を決定している。

通信教育部では、「教育を受ける機会の拡充」を目的としており、入学者選抜を書類審査によって行っている。提出書類により入学目的や適性、入学資格について確認したのち、「通信教育部運営委員会」の審査を経て、学長が入学予定者を決定している。

大学院は男女共学とし、心理臨床学専攻、教育学専攻それぞれで適切な選考が行われるよう「入学試験要項」を定めている。文学研究科教育学専攻では、「外国人留学生入試」や「社会人入試」も設定し広く人材育成に努めるとともに、仕事等で標準修業年限での修了が困難な学生のための『長期履修学生制度』も整備している。大学院への進学希望者からの専攻・研究内容に関する問合せに対しては、適合する研究室の教官と進学希望者との直接面談等を設定し、大学院進学後の研究が

円滑に行われるよう努めている。大学院の入学選考に関する事項の検討及び入学合否判定のための審議は研究科委員会が行っている。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施していると判断できる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学生の受け入れの状況について、2020（令和2）年度においては、発達教育学部心理学科をはじめ複数の学科で収容定員に対する在籍学生数比率が低かった。発達教育学部心理学科は、2021（令和3）年度より募集停止し、文学部に心理学科を設置し改組したものの、初年度の入学定員充足率が低く、適切な定員管理ができているとはいえないことから、学部定員管理を徹底するよう改善が求められる。また、2021（令和3）年度において、学生募集を行っている全ての学科で入学定員に対する入学者数比率が低く、学士課程全体で収容定員に対する在籍学生数比率が悪化している。既に「入試委員会」において、2021（令和3）年度入学選抜から、中等教育での学びをより重視した入学試験のあり方を検討し、志願者の挑戦意欲を引き出す新たな入学試験の種別を設けるなど、全学科の定員確保に努めることとしているものの、継続して入学選抜結果の分析や検証を行い、早急に改善を行っていくことが望まれる。

大学院については、文学研究科全体において適正な水準で学生を受け入れている。入学確保のため広報活動充実と入試選抜方法の改善を検討し、成績優秀者に奨学金を給付する学習奨励生の対象人数を増やし募集強化を図ることとした。また、公認心理師受験資格取得のために、心理臨床学専攻は心理学科との一貫教育を強化することで学内進学者による安定的な入学の確保を目指している。

以上のように、学士課程における定員管理に問題が見受けられることから、今後「入試委員会」や内部質保証に係る各組織で検証や改善を行うことが望まれる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関する定期的な検証の実施については、入学試験の合否判定を行う際に「入試査定協議会」を実施し定員超過・不足にならないように過去の入試の歩留率の資料を参考に合否判定の原案を作成し、最終的には全学教授会で審議したうえで合格者を決定している。また、学生の受け入れ方針に沿った学生の受け入れの状況については、「IR推進室」による全学的な入試追跡調査を行っている。具体的には、卒業年次生の直接アセスメント（GPA）と間接アセスメント（満足度調査等の回答）を、入学時の入試種別ごとに分析し、その傾向を「入

試委員会」で把握・審議し入学試験の妥当性の検証及び、次年度入試の改善につなげるように努めている。

「入試委員会」での検証結果は、「全学質保証WG」に報告され検証されることになり、2020（令和2）年度の報告では、「総合的に見て各種入試はおおむね妥当に実施されている」という自己評価を行っている。

前回の大学評価（認証評価）において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が高いという指摘を受け、入学試験ごとの定員設定を見直している。また、推薦入試での入学者比率が高くなりすぎないように指定校推薦入試の推薦依頼枠の再検討を行っている。さらに、併願可能な選抜方式においては、過去の入試結果をまとめ各選抜方式での歩留まり状況を再度検証したうえで合格者を決定することで、入学定員を大きく上回る入学者数にならないように努めている。その検討の際には、各業者の実施している模擬試験の結果や入試の振返りの調査書等を参考に、社会情勢や学問系統へのニーズの動向等も注視し、入学者選抜を行っており、その結果、改善勧告を受けた当時と比較し改善している。

通信教育部では、定員充足のために、入学時満60歳以上対象者の入学時学費免除制度、短期間の履修証明プログラムを2017（平成29）年度入学生から導入し収容定員に対する在籍学生数比率の改善を図っている。履修証明プログラムについては、法改正に合わせて、短期間の履修証明プログラムを開設することとし、合計8プログラムを開設した。

大学院の心理臨床学専攻においては、年間3回（前期、中期、後期）の入試の実施や、校内推薦入学制度の新設といった制度整備を行い、入学者の確保のための改善を実施した。新たな国家資格、公認心理師への受験資格の取得を可能としたことで、学部からの一貫教育を充実させ、大学院への入学者の増加を見込んでいる。

以上のように、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを適切に行っているものの、2021（令和3）年度の学部学生の受け入れの状況が厳しい結果となっていることから、今後は新たに整備した内部質保証システムのもと点検・評価を行い、それに基づく改善・向上を図ることが期待される。

<提言>

改善課題

- 1) 2020（令和2）年度において、発達教育学部心理学科及び福祉臨床学科の収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ0.88、0.69と低い。また、両学科は既に募集停止しているものの、改組し新たに設置した文学部心理学科の2021（令和3）年度の同比率が低く、継続して安定した学生の受け入れを行っているとはい

いがたいことから、学部の定員管理を徹底するよう改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学が求める教員像及び学部・研究科の教員組織の編制に関する方針として、「本学が求める教員像及び教員組織の編成方針（教授会申合せ）」を策定している。このなかで、求める教員像として「学生の教育に対して誠実に取り組み、不断に教員としての資質向上に努める者」「大学の管理運営にかかる業務を理解し、積極的な姿勢をもつ者」等の5項目を、また、教員組織の編制方針として「大学、学部、学科、研究科、専攻の教育目標を達成するための適正な教員組織とすること」「専任比率を高め、教員一人当たりの在籍学生数や年齢構成、男女比率等に考慮すること」「実務家教員、外国人教員などの採用により多面的な教員組織とすること」等6項目を定めており、概ね適切である。ただし、学部・研究科ごとの教育内容や分野の特性に応じた教員組織編制の方針を示していないことから、今後の検討が望まれる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

専任教員数については、大学及び大学院設置基準で定める必要教員数を満たしている。

教育上主要と認められる授業科目には、可能な限り専任教員による授業担当を前提に配置し、科目の特性や内容によって、兼任教員の登用を適宜行っている。また、教育研究上の必要性を踏まえ、各学科は教育と研究の成果を上げるために十分な教員で構成されている。例えば、文学部国際文化学科は地域社会のグローバル化に対応できる人材の養成を目標としており、目標を達成するために、ふさわしい業績をもつ専任教員を配置している。

教員一人あたりの学生数についても配慮し、教員一人あたりの授業担当負担についても授業責任時間を定め運用しているものの、大学院や通信教育部の教員は大部分を学部所属教員が兼務しているため、それぞれの教員の負担について今後の検討が望まれる。なお、授業責任時間以上の授業時間を担当した者には手当が支給される。

教員構成について、男女比は概ね適正な範囲と評価できるが、年齢構成については、実務経験者の採用重視の結果、50歳以下の教員の割合がやや低く、外国人教員等の採用、配置が低水準にあるため、教員組織の編制方針に沿った配置が望まれ

る。

また、発達教育学部児童教育学科においては、新たな学科改編に向け、実践的な専門性を有した学生を教育現場に輩出するために、理論に裏打ちされた専門的な研究活動を実践し業績を重ねた教員や、学校等の現場での実践を有する実務経験のある教員をバランスよく採用することを検討している。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するための教員組織が適切に編制されていると判断できる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

大学教員数の管理及び募集・採用については、「大学経営会議」で教員の定数案を定め、「教員人事委員会」で配置や募集・採用方法を審議し、原則として公募による採用を行っている。学科会議又は研究科委員会は、応募があった者について書類選考のうえ、面接候補者を選定し面接を行っている。面接にあたっては、「本学が求める教員像及び教員組織の編成方針（教授会申合せ）」に則り行うとともに、模擬授業を実施し、教員としての適性についても確認している。また、学長面接を通じて求める教員像にふさわしいかを確認している。選定結果は「教員人事委員会」に報告し、同委員会は、「業績審査部会」において業績について審査し、職種等の案を作成する。学長は、その審査結果を、任期の定めのない准教授以上で構成される「教員選考委員会」（教授会組織）に意見を聴き、採用候補者を決定し理事長に内申する。以上の人事についての手続は「教員人事の手続き等に関する内規」を定めているほか、採用・昇格についての基準として「教員選考基準」「教員選考基準取扱い内規」「教員業績算定基準」を定め運用している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を公正性に配慮しながら、適切に実施していると判断できる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の資質向上を目的として、FD活動を多面的に展開している。「FD推進委員会」主導のもと、2015（平成27）年度以降、毎年、「公開授業」「授業参観」「全体研修会」「FD・SD研修会」、学科・専攻別のFD研修会やアンケート等の計画を立て継続的に行っており、質を高めるための授業改善、指導改善につなげ、教育内容・方法の改善に向けて取り組んでいる。また、各学部・学科、文学研究科や通信教育部の各組織についても、それぞれが抱える課題を克服するためのFD活動を計画し実行している。さらに、カリキュラム開発や教員の研究を含めたキャリア開発等、教員組織や教育課程に即した実践的なFDの取り組みを進めている。公開授業及び公開授業後全体研修会では、「学生の主体的な学びについて」「主体的で対

話的な深い学びを実現する」等のテーマを設定し、質を高めるための授業改善、指導改善につなげている。

各学科・専攻においては、「カリキュラムマップの作成」「3ポリシーの再確認」「卒業研究の評価基準について」「電子黒板の活用による授業改善」等、それぞれの問題意識によりテーマを設定し改善・向上につなげている。また、通信教育部についても、「レポート添削の質向上」「学生のレポート学習を支えるために」等通信教育の特性に応じたFD活動を計画し実行している。

各教員による研究計画及び授業改善計画については、前回の大学評価（認証評価）での指摘を受け、「執行部会議」において「研究計画取扱申合せ」及び「授業改善計画取扱申合せ」を制定し明確化させている。各教員は、年度当初に作成した計画に基づいて、研究や授業を行い、年度終了後に実施状況に関する自己評価を行い、その結果について学内システムを用いて教員間で共有することで、研究内容、授業内容の改善に努めている。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については、「教員活動評価委員会」を設置し、「教員活動評価実施規程」、「任期制教員及び特別任用教員活動評価実施内規」（資料6-24）により毎年実施している。同評価では、教員活動評価の評価項目及び評価基準を設け、点数化するなど客観的な根拠に基づいて点検・評価し、その結果を「特別教育研究費」の配分、昇任にあたっての参考にも活用している。「教員活動評価委員会」は、学長、副学長、学部長・学科長、大学院専攻主任、「大学評価委員会」の各評価専門部会座長で構成している。評価領域は、教育活動、研究活動、管理運営活動、社会貢献及び調整の領域を設け、評価基準は「教員活動評価委員会」で適時見直しを行っている。さらに、「授業評価専門部会」を設置し、「IR推進室」と協力して学生による授業評価活動を行っている。授業評価の結果の概要はホームページで公表するとともに、評価の高かった教員は学内で公示している。

以上のことから、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると高く評価できる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性については、「大学経営会議」で定数管理を行い、「教員人事委員会」が具体的な教員の選考、配置を行っている。これらの会議においては、所属、採用時期、採用期間、雇用形態等の情報を記載した教員の配置表を活用するなど、教員組織の検証をしつつ、点検・評価し、適切に定数管理、教員配置を行っている。

「教員人事委員会」による点検・評価の結果は「全学質保証WG」で検証され、適切に教員配置に反映される。教員数は大学設置基準等の法令に定められた数以上

を配置するとともに、採用、昇任等にあたっても、規則を定め規則に則った運用をしている。

以上のことから、教員組織の適切性を不断に見直し、FD活動を通じた教員の資質向上を図って教員・教員組織の適切性を維持していると判断できる。今後は新たに整備した内部質保証システムのもと、点検・評価に基づく改善・向上を図ることが期待される。

<提言>

長所

- 1) 全学的に策定した教員組織の編制方針のもと、カリキュラム開発や教員の研究を含めたキャリア開発等、教員組織や教育課程に即した実践的なFD、教員評価の取り組みを進めている。「FD推進委員会」主導のもと、FD研修会や公開授業、各学科・専攻ごとのFD活動に積極的に取り組み、多様で組織的なFD活動を展開しており、教員の参加率も高い。また、兼任教員にもFD活動への参加を依頼しており、専任・兼任を問わず教員の資質向上に努めている。教員活動の評価については、評価項目を毎年確認、検証し、問題点の整理と対応策についてワーキンググループを設け検討し、「教員活動評価委員会」に進言し改善を図るなど、常に評価項目を見直すなどの工夫を行っている。これらの取り組みにより、教員の教育の質の継続的な向上が期待できることは評価できる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援の方針として、「健康管理」「ハラスメント対応」「経済的支援」「キャリア支援」「課外活動支援」の5点を根幹とした方針を定めている。具体的には、「健康管理」においては健康な大学生活を送ることができるように、健康管理に関するシステムの確立・運用、障がいのある学生の支援策を充実させ、学生生活全般の活動の充実を目指すことが示されている。「ハラスメント対応」においては関係部署と連携し各種のハラスメントの防止、的確な対応、再発防止といったことが示されている。「経済的支援」においては給付型奨学金を充実させることが示されている。また、「キャリア支援」においては就職支援体制の充実、就職支援イベントの実施、企業との連携強化、留学生の就職支援の拡充が示されている。さらに、「課外活動支援」においては学生自治会との連携強化、スポーツセンターとの連携、強化スポーツクラブの拡充といったことが示されている。以上のことから、学生支援に関する方針は適切に定められているといえる。

なお、通信教育部については学生のほとんどが職業等に就いている社会人であるため、学生支援に関する方針は策定されていないが、通信教育部の学生に対しても学生の資質及び能力を十分に発揮させるための適切な環境を整えることや、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導及び助言を適切に行う必要があるため、その特性に応じた学生支援方針を明示し、それに則った支援を行うように改善が望まれる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援は「学生委員会」、学生サービスセンター、国際・留学センター、学生相談室、キャリアセンター、教職課程・実習支援センター、スポーツセンター等が連携し学生の支援体制を構築している。また、全教員にオフィスアワーの設定を義務づけ、学生のさまざまな相談を受ける体制となっており、以上のことから学生支援の体制は整備されているといえる。

修学支援については、在学生全員に指導教員が割り当てられている。指導教員は担当学生の成績や出席状況をリアルタイムで確認できるようになっており、さらに前学期のGPAが一定基準以下の場合は、指導教員から指導を行っている。経済的な支援についてはさまざまな奨学金制度が準備されている。外国人留学生に対しては国際・留学センターが、学業面や生活面での支援を行っている。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応特別授業料減免」や、アルバイト等による収入が著しく減少した外国人留学生に対しての給付を行っている。障がいのある学生に対しては「障がいのある学生支援検討部会内規」が制定されており、「障がいのある学生支援検討部会」を設置し、継続的な検討が行われている。

生活支援については、学生相談室を設置し、専門的な資格をもつカウンセラーを配置し、学生の相談に対応している。また、教職員を対象に講演会・研修会を実施し情報共有を行っている。ハラスメント防止に関しては規程が整備されており、対応の仕組みが構築されている。

進路支援については、キャリアセンターを中心に取り組みが実施されており、インターンシップ科目や正課授業において「職業講話」を実施し、低学年からの職業観の醸成に努めている。教職志望の学生に対する支援も各種講座や説明会を通じて行われている。新型コロナウイルス感染症の影響下においても、オンラインによる対応等を進めている。

その他の支援についてはボランティア活動には地域連携センター、スクールサポーターには教職課程・実習支援センターが支援窓口となっている。スポーツ活動を支援する体制としてスポーツセンターが設置されており、指導者の資質向上も

含めた支援が行われている。

以上のことから、各組織において適切な学生支援が行われていると判断できる。

- ③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「全学質保証WG」が、修学支援・学生支援に関する方針を策定し、「学生委員会」等において方針に沿った取り組みを行い、その結果を「大学評価委員会」に置かれた「学生支援評価専門部会」において、毎年点検・評価を行うこととなっている。今後は、新たに整備した内部質保証システムのもと、点検・評価結果に基づいて、「全学質保証WG」の提案、マネジメントに基づく改善・向上を図ることが期待される。

8 教育研究等環境

<概評>

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「教育研究等環境整備基本方針」が、2020（令和2）年度に「全学質保証WG」により定められた。そのなかで、安全で利便性のある施設の整備、専門資料の整備と学術データベースの導入、リポジトリによる公開、他図書館との相互利用、専門職員としての司書有資格者の配置、開館時間や閲覧スペースの整備、安全で利便性の高い情報通信基盤の構築とICTサービスの提供など5点の方針を定め、大学ホームページで公開している。

以上の方針に先立ち、中・長期計画である「第3次10年構想5か年計画」では、学生の学習支援、教員の研究活動支援等の環境整備計画が検討されている。これらの結果は、教職員にグループウェア等で開示されており、学内で周知、共有されている。

以上のように、教育研究等環境の整備に関する方針については、大学全体の方針に合わせて適切に策定し、明示していると判断できる。

- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

教育研究等環境は、「教育研究等環境整備基本方針」及び「第3次10年構想5か年計画」に沿う形で、施設・設備、情報ネットワークの整備等、良好な環境の維持に努めている。

校地及び校舎面積は、大学設置基準を満たしている。校舎についても、大学設置基準に基づき、学生の学習、及び教員の教育研究活動を考慮して、講義室、演習室、

実験室、及び実習室が整備されている。また、福祉演習室兼家庭科教室、調理実習室、生物・化学実験室、音楽教室、ピアノ個人練習室、電子ピアノ教室、美術教室、ダンス教室、情報処理教室といったより専門的な施設・設備も整備されている。体育館も新たに建設され、授業だけでなく課外活動や社会貢献、社会交流活動施設として利用されている。さらに、地域子育て支援、教育の模擬実習も可能な子育て支援ひろば「すくすく」を学内に設置している。

施設・設備等の安全については、環境整備・維持保全・営繕補修等の観点から、「施設環境整備委員会」が定期的に検討・審議している。衛生管理については、産業医が各施設を巡回し、その結果を「衛生委員会」に報告し、同委員会が指摘事項の改善に取り組んでいる。

ネットワーク環境については、鈴蘭台キャンパス、三宮サテライトキャンパス等を結ぶキャンパスネットワーク「SWANS」を敷設している。学習教育総合センターは、「SWANS」上で教室・研究室の有線LAN、学内での無線LAN環境の管理を行っている。キャンパスネットワークの更新についても2013（平成25）年に策定された情報化年表に基づき、計画的に整備、強化してきている。こうした環境は、教室や研究室だけでなく、ラーニングコモンズ、図書館、学生会館ラウンジにおいても整備され、広く活用されている。

学生への情報倫理教育は、1年次生の必修科目の単元に位置づけられており、共通教材も新たに開発されている。また、「ソーシャルメディアガイドライン」をホームページ上で公開し、学生への周知を図っている。教職員には「セキュリティガイド」を配付し、情報管理の徹底に努めている。

学生生活の快適性については、年次計画に従って、構内のバリアフリー化を図ってきている。また、日本人学生と外国人留学生との交流を図るため「国際交流寮」を整備している。心理・教育相談室は、学生からの相談に対応できる体制・環境を整えている。

以上のように、教育研究に必要な施設及び設備は、安全かつ適切に維持管理され、計画的に整備されていると判断できる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館では、学生の学習、及び教員の教育研究活動の必要に即して、図書、雑誌、電子資料・データベースを整備している。図書資料の点数、質、種類・形式、分野・領域ともに十分に満たしている。空間的には、図書館の座席を十分に確保し、蔵書検索用パソコンのほか「マルチメディアルーム」を整備し、パソコン、プリンター、映像資料視聴ブース、マイクロリーダープリンター、プロジェクターを設置し、学生の多様な学習及び教員の教育研究活動の利便性の向上を図っている。

図書館の運營業務は、委託職員を含む全員が専門的な知識及び資格を有し、学生や教員をはじめ利用者に対し専門的な支援を行っている。通信教育部のスクーリングが行われる日曜・祝日にも開館し、通信教育部を含めた全ての学生に対してサービスを提供する体制が整えられている。

学内外からの利用を促進するために、図書館のホームページにおいて、資料検索の方法や貸出の手続、データベース利用の方法、I Tサポート等に関する情報を提供している。これにより、利用促進と利便性の向上を図っている。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制は、適切に整備され、十分に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する大学の基本的な考え方は、2015（平成 27）年度制定の「研究倫理基準」において、「研究を行う者（学生を含む。以下「研究者」という。）は、自由な意思に基づき、他者からの束縛を受けず、研究を行う権利を享受する一方、研究を行う上で自らの責務を自覚し、自らを厳しく律するとともに、強い倫理意識をもって、公平、公正に研究を実施することにより研究成果を生み出し、社会の信頼と負託に応えなければならない」と明記しており、適切である。

教員に対する研究費の支給については、2010（平成 22）年度制定の「研究費助成に関する取扱規程」により、個人で行う研究に対して上限を定めて助成する「第1種研究費」、個人で行う研究に対して、申請に応じて配分額を決定し助成する「第2種研究費」、共同研究チームで行う研究に対して申請に応じて配分額を決定し助成する「第3種研究費」、外部研究費に採択された研究者がその間接経費に対して申請し、配分額を決定、助成する「第4種研究費」、出版助成費、教員の前年度の教員活動評価に基づいて配分額を決定し助成する「特別教育研究費」を定め、これにより支給している。また、外部資金獲得を支援するために、「科研費に関する勉強会」や「科研費に関するFD研修会」等を定期的に行っている。公的研究費の管理については、「公的研究費管理規程」を制定し、公的資金の適正な使用、管理、不正防止に努めている。

研究室については、各教員に対し個人研究室を配分している。

教員の研究時間を確保するために、就業規則に学外における研究及び研修の時間を勤務時間を含めることができると明記し、週1日の在宅研究日を確保している。また、研究に専念する時間を確保するため、「在外研究員規程」「国内学術研究員規程」「短期サバティカル実施規程」を整備し、利用を図っている。

教育研究に関する支援として、ティーチング・アシスタント（TA）、チューデント・アシスタント（SA）を制度化し、同時に学生へのきめ細かな教育指導に

結びつけている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件は、適切に整備され、教育研究活動の促進も図られていると判断できる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理や研究活動の不正防止にあたっては、「研究倫理規程」を整備し、そのなかで研究倫理上の問題発生の防止及び不正行為が生じた場合の適切な措置等に関し、必要な事項を定めている。具体的には、研究倫理責任者として副学長を充て、研究倫理上の問題発生やその防止等に関する重要事項を審議する「研究倫理委員会」を設置している。同委員会は、「公正な研究を実施するための教育・啓発活動」「研究倫理上問題が生じる恐れのある研究及び研究成果の発表内容の審査」「不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定」「その他公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動」を行っている。また、「研究倫理基準」では、研究者が研究を実施するうえで遵守すべき倫理上の基準を示し、さらに「公的研究費管理規程」において、公的研究費の使用、管理、不正防止を明示している。「研究倫理審査ガイドライン」では、研究倫理審査の事前の確認事項や審査手続を定めている。「研究倫理審査」に関するチェックシート」では、研究者が事前に研究倫理審査が必要か否かを判断できるようにしている。

研究倫理を遵守した研究活動を推進するために、定期的にコンプライアンス教育及び研究倫理教育・研修を実施している。研究倫理研修では、研究倫理eラーニングコースの受講を義務化し、研究費のコンプライアンス研修では、研究倫理eラーニングコース修了証に加え、コンプライアンス誓約書の提出を義務付けている。学部学生及び大学院学生に対する研究倫理教育については、『学生要覧』に「研究倫理基準」を掲載するとともに、必修科目の到達目標に「本学の研究倫理基準を学び、研究における不正行為の問題性とそれを防止するための対策について理解し、研究を遂行することができる」ことを掲げ、実施している。

以上のことから、研究倫理を遵守するために必要な規程の整備や措置は、適切に講じられている。また研究倫理を遵守した研究活動を促進するための教育、研修活動も適切に行われていると判断できる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境に関する自己点検・評価は、教育施設・設備については「施設環境整備委員会」が行っている。同委員会は、施設・設備及び環境（キャンパスの緑化、美化、清掃等）整備の計画に関する事項、施設・設備の維持保全、営繕及び補修に関する事項、その他施設・設備及び環境整備に関する必要事項について審議

し、学長に報告している。また、施設・設備の利用状況の把握と検証については、「教務委員会」や「学習教育総合センター運営委員会」で行われている。前者は教室等の点検・評価に関わり、後者は情報ネットワーク、学習支援環境、図書館、ラーニングコモンズの点検・評価に関わっている。

個別担当部署及び委員会における点検・評価結果は、「施設環境整備委員会」において集約・協議される。「施設環境整備委員会」で対処、協議される事項は、「大学執行部会議」「大学経営会議」に報告され、検証が行われている。学習教育総合センターでは、「学習教育総合センター運営委員会」で利用データが検証され、それに基づきネットワーク回線の増強が図られている。また、「教務委員会」では、教室の利用状況を点検し、利用頻度の少ない教室をアクティブ・ラーニング型授業が可能な教室へと転換、改修するなど、効率的な学習環境の整備への取り組みがなされている。

このように、教育研究等環境の適切性については、各担当部署、委員会において定期的に見直しを行っている。今後は、新たに整備した内部質保証システムのもと点検・評価に基づく改善・向上を図っていくことが期待される。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

大学の社会連携・社会貢献の方針は、「社会連携・社会貢献に関する方針」として策定されている。このなかで、「理念・目的を実現するための『地域志向力』を醸成する教育の推進」「学生の地域連携学習の推進」「知の拠点として知的資源の開放」の3つを基本的な方針としたうえで、それぞれの項目の具体的な内容を示している。

この方針は2020（令和2）年度の「執行部会議」で策定し、「全学質保証WG」で了承されている。また、同方針をホームページに掲載し、広く周知を図っている。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

地域連携に関する学内組織として地域連携センターが設置されている。同センターの目的は、「大学教育の社会への開放を促進し、地域の社会教育及び生涯学習に貢献すること」「地域及び他大学との連携により地域社会の発展に貢献すること」「本学学生の地域貢献や子育て支援に関する多様な資質・能力の向上に資する

こと」「本学学生を含む地域住民との世代間交流を図りながら、地域の子育て支援の拠点となること」の4点である。同センターは、「保育専門職のための赤ちゃん学講座」「日本気候療法士リーダー資格講習会」「キッズオープンキャンパス」「ものづくりフェスティバル」等多数の公開講座を実施している。また、学生ボランティアの近隣地域での活動、神戸市地域子育て支援拠点事業の助成を受けた子育て支援ひろば「すくすく」の開設など各種展開している。

地域連携センター以外の活動では、「心理・教育相談室」において心理的な悩み全般についての相談を行うほか、「特定非営利活動法人親和スポーツネット」を設立し、スポーツ講座や成人・子ども向けスポーツ教室を開催するなど、大学院や学科の教育研究の成果を社会に還元する試みもある。また、学生ボランティアについては、半数を超える学生がボランティアとして登録し、学校園、公的機関、施設、地域行事等への参加を行っており、大学の掲げる「オフキャンパスの学び」を通じた学生の学びに寄与している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを積極的に行い、教育研究成果を適切に社会に還元していると高く評価できる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性については、「地域連携センター運営委員会」において毎年度事業の実施状況の評価・検証を行い、活動状況の把握・見直しを図っている。今後は、新たに整備した内部質保証システムのもと、点検・評価に基づく改善・向上を図っていくことが期待される。

<提言>

長所

- 1) 社会連携・社会貢献の方針に基づき、地域連携センターを中心に大学の特性を生かした多数の社会貢献活動を行っている。例えば、「保育専門職のための赤ちゃん学講座」「日本気候療法士リーダー資格講習会」など多数の講座を開講するほか、「キッズオープンキャンパス」「ものづくりフェスティバル」を開催している。また、学生ボランティアについては半数を超える学生がボランティアとして登録し、学校園、公的機関、施設、地域行事などへの参加を行っており、大学の掲げる「オフキャンパスの学び」を通じた学生の学びに寄与している。さらに、子育て支援ひろば「すくすく」の開設や、「心理・教育相談室」の設置、「特定非営利活動法人親和スポーツネット」を設立するなど、大学の教育・研究成果を積極的に還元していることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

法人として定める中・長期計画において、教育戦略、広報戦略、財務強化戦略、施設設備計画等を示しているものの、その内容は目標・計画であり、それらを実現するための大学の運営方針を示しているとはいえないことから改善が望まれる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長に意見を具申する機関として教授会を位置づけ、学長を補佐する役職者は学長が選任し、任期は学長の在任期間となっている。学長による意思決定を円滑に行うために、「執行部会議」「大学運営会議」、法人組織との連携を目的とし「大学経営会議」を設置し、大学運営に必要な組織の整備を行っている。また、これらの会議については規程を整備しており、適切といえる。一方、学長のガバナンス体制の整備の過程で会議が増え教職員の負担が増えていることが課題として挙げられており、今後も継続して大学の規模に応じたガバナンス体制の整備検討が必要である。

学長の選任については「学長選任規則」に基づき、「学長選考委員会」により「学長候補者推薦要領」が作成され、厳格な選考のうえ、理事会に推薦している。

危機管理対策として「学校法人親和学園危機管理基本方針」を定め、この方針に基づき、「学校法人親和学園危機管理規程」を整備している。また、大学部門においても「危機管理委員会及び危機管理対策本部規程」を定め、危機管理体制を整備している。

- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については常任理事会の議を経て「予算編成方針」が作成され、これを踏まえ各担当部署において予算申請書を作成している。これを学長がヒアリング、事前相談を行い予算原案として理事会、評議員会等の必要な会議体で審議し、最終承認を得ている。

予算執行については、予算額を超えることなく、かつ小科目の流用を行うことなく執行するため、予算執行伝票作成システムで制限し、「経理規則」を遵守する制度を構築している。また、予算執行後は翌月に業務別元帳が執行部署に配付され予

算と実績の差異分析と検証を行っている。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴いさまざまな対応・支援を行っており、それらの費用については補正予算として計上している。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は「事務組織規程」にて各部署の業務を明記し、事務職員を配置している。事務職員の採用、昇格については「学校法人親和学園事務職員人事委員会規程」において規定している。

大学運営においては「執行部会議」「教学マネジメント会議」「大学経営会議」が主体と位置づけられており、これらの会議には教員・事務職員が構成員となっており、教職協働で大学運営を行っている。

職員に対する業務評価は、管理職は重点目標設定シート、非管理職は目標設定シートを用いて行われている。年度末に行動結果の自己評価と人事考課を実施しており、昇格、昇任等の参考資料としている。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、職員の在宅等による遠隔勤務も導入され、次年度以降の制度化に向けた検討がなされている。

以上のことから、大学及び法人の運営に必要な事務組織を設け、それらが機能していると判断できる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るためのスタッフ・ディベロップメント（SD）研修を組織的かつ体系的に実施するため、「SDの実施方針に関する内規」が制定されている。大学の経営状況に関するもの、管理部門、企画・教学部門、入試・広報部門等の各業務領域の知見の獲得を目的とするものをSD研修として実施している。これらの研修は事務職員及び教員を対象とし、その研修テーマに対応して参加者の属性を決めて実施している。過去において参加率の低い研修もあったが、改善の傾向がみられる。

事務職員については多様な外部研修への参加や自己啓発研修に対する助成制度が整備されている。ただし、制度の利用者が少ないことについては、今後の検討が望まれる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

監査については、理事長のもとに「内部監査委員会」を設け、監事監査、監査法人による会計監査との連携に努めている。

監事監査は年度ごとにテーマを決めて実施し、指摘事項については次年度の監査時に進捗状況を報告している。監査結果については理事会及び評議員会にて監事より監査報告を行っている。また、監査法人による会計監査は、期中監査、年度末監査が実施されており、学校法人会計基準に準拠した計算書類が適正に作成されていることや内部統制の有用性について監査している。これらの監査結果については「全学質保証WG」に報告し、改善方策を図る仕組みとなっている。

事務組織のあり方に関する自己点検・評価については、上述した業務評価として管理職者用の重点目標設定シート、目標設定シートを用いているものの、用途としては人事考課であり、組織自体の自己点検・評価であるとはいえない。今後は事務組織を含めた大学運営のあり方に関する自己点検・評価を行う際の基準、体制、方法等を明確にしたうえで、点検・評価に基づく改善・向上の取り組みを行うことが期待される。

(2) 財務

<概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2015（平成 27）年に策定した「第 2 次 10 年構想 5 か年計画」及び「財政改善計画」を精査検証し、学園のビジョンと理念を明確にして具体的な目標と事業を特定した、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度を期間とする「第 3 次 10 年構想 5 か年計画」及び同計画を実現するための財政基盤の確立を目的とした「第 3 次財政改善計画」（2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度）を策定している。そのなかで、財政状況の改善の指標として、事業活動収支差額比率等を系統別大学部門の平均まで改善することを目指し、貸借対照表関係比率、「事業収入に対する翌年度繰越収支差額の割合」及び「要積立額に対する金融資産の充足率」の改善に取り組むことで、教育研究水準を維持し向上するための財政基盤の整備を図ることを基本方針としている。しかし、それらの目標は実態と乖離していることから、今後は毎年度、財政改善計画の達成状況の検証を行い、現状に沿った数値目標を設定するとともに、計画の不断の見直しが求められる。

- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、法人全体及び大学部門ともに、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、人件費比率が高く推移し、事業活動収支差額比率も、

法人全体では2017（平成29）年度から、大学においても2018（平成30）年度からマイナスに転じている。「要積立額に対する金融資産の充足率」も極めて低い状態が続いていることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤が確立できているとはいえない。今後は、「第3次10年構想5か年計画」に掲げた入試改革及び教育改革を中心とした諸政策を着実に遂行し、「第3次財政改善計画」を達成し財政基盤を確立するよう是正されたい。

外部資金については、さまざまな記念募金活動を展開し、また、大学連携や地域貢献を柱とした「私立大学等改革総合支援事業」にも採択されてきており、今後更なる財源の多様化に向けた組織の強化に努めることとしているため、効果が期待される。

<提言>

是正勧告

- 1) 人件費比率が高く推移し、事業活動収支差額比率もマイナスに転じてきており、「要積立額に対する金融資産の充足率」も極めて低い状態が続いていることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤が確立できているとはいえない。今後は、「第3次財政改善計画」の達成状況を毎年度検証し、その結果に基づいた不断の見直しを図り、「第3次10年構想5か年計画」に掲げた入試改革及び教育改革を中心とした諸政策を着実に遂行して、財政基盤の確立を図るよう是正されたい。

以 上

神戸親和女子大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	ウェブサイト歴史・沿革	○	1-1
	学校法人親和学園ウェブサイト（学校法人親和学園寄附行為）	○	1-2
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内（神戸親和女子大学学則）	○	1-3
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内（神戸親和女子大学通信教育部規程）	○	1-4
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内（神戸親和女子大学大学院学則）	○	1-5
	学生要覧		1-6
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内大学データ（大学の教育研究上の目的に関するもの）	○	1-7
	学長講話		1-8
	大学院要覧		1-9
	理事長メッセージ		1-10
	通信教育部学生要覧		1-11
	学校法人親和学園第1次10年構想5か年計画		1-12
	親和学園経営会議規程		1-13
	神戸親和女子大学第2次10年構想5か年計画		1-14
	執行部規程		1-15
	第2次10年構想5か年計画検証・評価表		1-16
	神戸親和女子大学第3次10年構想5か年計画		1-17
	第3次10年構想5か年計画アクションプラン		1-18
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内（SHINWA VISION2030）	○	1-19
	2019（令和元）年度進路状況一覧		1-20
	教員採用実績		1-21
	2020 大学探しランキングブック（大学通信発行）		1-22
	神戸親和女子大学 2021 大学案内（大学を紹介するパンフレット）		1-23
2 内部質保証	全学内部質保証推進ワーキンググループの設置について（申合せ）		2-1
	内部質保証のための全学的な方針及び手続		2-2
	神戸親和女子大学教学マネジメント会議内規		2-3
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内大学データ（教育ポリシー）	○	2-4
	通信教育部運営委員会規程		2-5
	神戸親和女子大学ウェブサイト通信教育部入学案内（教育ポリシー）	○	2-6
	神戸親和女子大学大学評価規程		2-7
	神戸親和女子大学大学評価委員会規程		2-8
	大学評価委員会名簿		2-9
	神戸親和女子大学 I R 推進室設置に関する内規		2-10
	全学内部質保証推進組織概念図		2-11
	学生へのフィードバック		2-12
	学修行動調査		2-13
	満足度調査		2-14
	教学マネジメント会議議事録および資料		2-15
	卒業生へのアンケート調査		2-16
	全学質保証 WG 会議資料		2-17
	大学評価委員会資料（2020.7.8）		2-18
	2020（令和2）年度事業計画書	○	2-19
	英語のみの授業		2-20

2 内部質保証	アクティブラーニング環境の教室		2-21
	I R推進室活動報告会		2-22
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内大学データ（授業評価アンケート結果）	○	2-23
	授業評価アンケート		2-24
	神戸親和女子大学通信教育部ウェブサイト（学習に関するアンケート）	○	2-25
	改善報告書		2-26
	オンライン授業FD研修		2-27
	オンライン授業による学習に関するアンケート		2-28
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内大学評価（自己点検・評価報告書 2019 年 12 月 11 日）	○	2-29
	2014 年度 点検・評価報告書	○	2-30
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内（大学データ）	○	2-31
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内（教員データベース）	○	2-32
	大学ポータルウェブサイト（神戸親和女子大学）	○	2-33
	ホームページフォーラム作業部会及び大学ポータル作業部会		2-34
	学校法人親和学園ウェブサイト（財務状況）	○	2-35
	大学評価委員会議事録		2-36
	認証評価スケジュール		2-37
3 教育研究組織	経営戦略会議資料（2020 年 2 月 13 日）		3-1
	大学改革推進会議資料（2020 年 7 月 16 日）		3-2
	神戸親和女子大学企画戦略・改革推進会議内規		3-3
	神戸親和女子大学学習教育総合センター規程		3-4
	神戸親和女子大学国際教育研究センター規程		3-5
	神戸親和女子大学キャリアセンター規程		3-6
	神戸親和女子大学地域連携センター規程		3-7
	神戸親和女子大学教職課程・実習支援センター規程		3-8
	神戸親和女子大学心理・教育相談室規程		3-9
	神戸親和女子大学スポーツセンター規程		3-10
	神戸親和女子大学国際・留学センター規程		3-11
	神戸親和女子大学附属親和幼稚園園則		3-12
	新学位プログラム（新学科）案策定ワーキンググループの設置について		3-13
	福祉臨床学科の学生募集停止		3-14
	児童教育学科とジュニアスポーツ教育学科の定員変更（増員）		3-15
	中学校免許状の認定申請		3-16
	総合文化学科の名称変更		3-17
	文学部心理学科の設置		3-18
	COVID-19 対策		3-19
4 教育課程・学習成果	神戸親和女子大学学位規程	○	4-1
	教学マネジメント会議議事録（教育課程の適切性）		4-2
	カリキュラムマップ	○	4-3
	ナンバリング		4-4
	神戸市北区との懇談会議事録		4-5
	シラバス	○	4-6
	初年次教育マニュアル		4-7
	特別聴講制度		4-8
	共通教育キャリアデザイン科目		4-9
	通信教育課程カリキュラムマップ		4-10
	質問票（通信教育部）		4-11
	履修カルテ（通信教育部）		4-12
	キャップ制		4-13
	履修規程	○	4-14
	ルーブリック		4-15
	スクールサポーター		4-16
	1 授業あたりの学生数		4-17
	オリエンテーション		4-18

4 教育課程・ 学習成果	G P A (グレード・ポイント・アベレージ) 制度	○	4-19
	研究指導計画		4-20
	履修カルテ (通学)		4-21
	言語交流サロン		4-22
	(通信教育部)「学習の手引き テキスト履修科目編」(シラバス)	○	4-23
	(通信教育部)「学習の手引き スクーリング履修科目編」(シラバス)	○	4-24
	学外実習科目一覧 (通信教育部)		4-25
	危機管理委員会議事録		4-26
	遠隔授業ワーキンググループ		4-27
	ネットワーク環境整備のための補助		4-28
	遠隔授業の計画		4-29
	COVID-19 対策としての実習の日程調整		4-30
	感染防止ガイドライン		4-31
	学生へのアンケート調査		4-32
	パソコンの必携化		4-33
	単位認定取扱要項		4-34
	教務委員会資料 (単位認定)		4-35
	卒業研究におけるルーブリック		4-36
	日本語プレースメント筆記テストと日本語会話テスト		4-37
	成績評価基準		4-38
	G P A (グレード・ポイント・アベレージ) 制度 (通信教育部)	○	4-39
	通信教育部運営委員会議事録		4-40
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内 (学位論文審査基準及び最終試験実施要項)	○	4-41
	大学院研究科委員会規程		4-42
	修士論文ルーブリック評価基準		4-43
	TOEIC IP テスト		4-44
	学修状況調査 (通信教育部)		4-45
	教学マネジメント会議議事録		4-46
	評価の高い授業科目名・教員名の公表		4-47
	学生ポータルサイト「親和 de ネット」		4-48
	通信教育部授業評価アンケート		4-49
	通信教育部「評価の高い授業科目名・教員名の公表」		4-50
	通信教育部 FD 研修会		4-51
	教学マネジメント会議議事録		4-52
5 学生の受 け入れ	教学マネジメント会議議事録		5-1
	神戸親和女子大学受験生応援サイト (入学試験要項 2021)	○	5-2
	神戸親和女子大学通信教育部ウェブサイト (入学案内・入学要項)	○	5-3
	入試委員会規程		5-4
	入試査定協議会設置について (申合せ)		5-5
	障害のある受験生への配慮		5-6
	通信教育部運営委員会議事録		5-7
	指定校推薦入試		5-8
	協定校一覧		5-9
	特別スポーツ協定校		5-10
	留学生数		5-11
	海外大学協定校一覧		5-12
	協定日本語学校		5-13
	オープンキャンパス WEB 実施		5-14
	2019 年度入試判定資料		5-15
	入試追跡調査		5-16
	入試委員会議事録 (2020. 3. 25)		5-17
	ANA ビジネスソリューションとの連携協定		5-18
	神戸親和女子大学通信教育部ウェブサイト (入学時学費免除制度)	○	5-19
	神戸親和女子大学通信教育部ウェブサイト (履修証明プログラム)	○	5-20
	高校訪問一覧		5-21
	入試委員会議事録 (2019. 12. 18)		5-22

5 学生の受け入れ	大学院学習奨励生		5-23
6 教員・教員組織	本学が求める教員像及び教員組織の編成方針（教授会申合せ）		6-1
	学校法人親和学園教職員賃金規程		6-2
	文学研究科担当教員選考基準		6-3
	文学研究科担当教員選考基準細則		6-4
	文学研究科担当教員選考についての研究業績に関する申合せ		6-5
	神戸親和女子大学大学院担当教員選考委員会規程		6-6
	神戸親和女子大学教員人事委員会規程		6-7
	神戸親和女子大学教務委員会規程		6-8
	神戸親和女子大学英語教育検討部会内規		6-9
	神戸親和女子大学体育教育検討部会内規		6-10
	神戸親和女子大学業績審査部会内規		6-11
	神戸親和女子大学教員選考委員会規程		6-12
	神戸親和女子大学教員人事の手続き等に関する内規		6-13
	神戸親和女子大学教員選考基準		6-14
	神戸親和女子大学教員選考基準取扱い内規		6-15
	神戸親和女子大学教員業績算定基準		6-16
	神戸親和女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程		6-17
	FD 研修会一覧		6-18
	学科別 FD 研修会		6-19
	教職 FD 研修会		6-20
	研究計画取扱申合せ		6-21
	授業改善計画取扱申合せ		6-22
	神戸親和女子大学教員活動評価実施規程		6-23
	任期制教員及び特別任用教員活動評価実施内規		6-24
	教員活動評価の評価項目及び評価基準		6-25
	教員活動評価委員会議事録		6-26
	授業評価専門部会内規		6-27
	授業評価結果	○	6-28
	『言語文化研究』	○	6-29
	「ジュニアスポーツ教育学科紀要」	○	6-30
	「神戸親和女子大学大学院研究紀要」	○	6-31
	「心理相談研究紀要」		6-32
7 学生支援	神戸親和女子大学における学生支援・修学支援に関する方針		7-1
	執行部会議議事録		7-2
	神戸親和女子大学学生委員会規程		7-3
	学校法人親和学園事務組織規程		7-4
	オフィシアワー		7-5
	神戸親和女子大学障がいのある学生支援検討部会内規		7-6
	連続欠席者への対応システム		7-7
	成績不良者への指導		7-8
	休学願い出用紙		7-9
	退学願		7-10
	神戸親和女子大学学習奨励奨学金規程		7-11
	神戸親和女子大学スポーツ奨励奨学金規程		7-12
	植田奨学金規程		7-13
	神戸親和女子大学授業料免除規程		7-14
	神戸親和女子大学貸与奨学金規程		7-15
	神戸親和女子大学臨時貸与奨学金規程		7-16
	神戸親和女子大学福祉特別貸与奨学金規程		7-17
	神戸親和女子大学沖縄奨励奨学金規程		7-18
	神戸親和女子大学すずらん会貸与奨学金規程		7-19
	奨学金一覧		7-20
	神戸親和女子大学外国人留学生授業料減免規程		7-21
	神戸親和女子大学外国人留学生奨学金規程		7-22

7 学生支援	新型コロナウイルス感染症対応特別授業料減免規程		7-23
	神戸親和女子大学学生相談室内規		7-24
	学生相談室研修会		7-25
	神戸親和女子大学キャンパス・ハラスメント等防止規程		7-26
	神戸親和女子大学キャンパス・ハラスメント防止に関するガイドライン		7-27
	神戸親和女子大学人権教育委員会規程		7-28
	学校法人親和学園ハラスメントの防止に関する規程		7-29
	学校法人親和学園ハラスメントに対する指針		7-30
	定期健康診断		7-31
	スクールバスの運行		7-32
	学生寮一覧（新玉結寮、玉結寮、国際交流寮）		7-33
	緊急災害時マニュアル		7-34
	キャリア教育プロジェクト		7-35
	地方創生インターンシップ助成規程		7-36
	スタートアップ講座		7-37
	職業講話		7-38
	就職ガイダンス		7-39
	キャリア支援関係各種講座		7-40
	教職関係各種講座		7-41
	幼保関係関連講座		7-42
	教職課程・実習支援センターの対策		7-43
	キャリアセンターの COVID-19 対策		7-44
	学生団体一覧		7-45
	学生団体財政支援		7-46
	スポーツセンター研修会		7-47
	スポーツセンター指導者研修会		7-48
	コロナ禍における課外活動のガイドライン		7-49
	オンライン研修会		7-50
	通信教育部「学習相談会」		7-51
	通信教育部「障がい等状況調査票」		7-52
	学生委員会議事録（改善例）		7-53
	学生相談室の相談件数		7-54
	キャリアセンターの相談状況		7-55
	奨学金の延滞率		7-56
	奨学金返還制度説明会		7-57
	スクールバス負担増		7-58
	借り上げ寮の縮小		7-59
	スポーツセンター会議議事録（クラブ助成金）		7-60
8 教育研究 等環境	教育研究等環境の整備方針		8-1
	第3次10年構想5ヵ年計画 年次実行計画実行表		8-2
	施設環境整備委員会規程		8-3
	学生の学習支援や教員の研究活動等環境整備に関する施設・設備整備計画		8-4
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学データ（校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること）	○	8-5
	教室等 室数内訳一覧		8-6
	新体育館パンフレット		8-7
	すくすくパンフレット		8-8
	教室の ICT 環境		8-9
	ラーニングコモンズ		8-10
	ラーニングコモンズ各種セミナー、学科行事等		8-11
	キャンパスネットワーク“SWANS”概念図		8-12
	情報化年表		8-13
	高等教育無償化対象学生へのパソコン機器無償貸与について		8-14
	バリアフリー化計画		8-15
	施設環境整備委員会議事録		8-16
	衛生委員会議事録		8-17

8 教育研究 等環境	国際交流寮		8-18
	ICT 基礎 I シラバス		8-19
	大学ウェブサイト学生生活（ソーシャルメディアガイドライン）	○	8-20
	セキュリティガイド		8-21
	日本図書館協会大学図書館調査票 2019		8-22
	神戸親和女子大学ウェブサイト（論文／記事をさがす・便利なデータベース）	○	8-23
	神戸親和女子大学ウェブサイト（学術リポジトリ）	○	8-24
	神戸親和女子大学ウェブサイト（図書館利用案内）	○	8-25
	神戸親和女子大学研究倫理基準		8-26
	神戸親和女子大学研究費助成に関する取扱規程		8-27
	神戸親和女子大学公的研究費管理規程		8-28
	科研費学内説明会		8-29
	科研費の応募状況		8-30
	就業規則		8-31
	神戸親和女子大学在外研究員規程		8-32
	神戸親和女子大学国内学術研究員規程		8-33
	神戸親和女子大学短期サバティカル実施規程		8-34
	海外出張に伴う旅費の補助基準		8-35
	ティーチング・アシスタント(TA)に関する規程		8-36
	スチューデント・アシスタント(SA)に関する規程		8-37
	教務委員会資料（2018. 5. 23）		8-38
	神戸親和女子大学研究倫理規程		8-39
	研究倫理審査ガイドライン		8-40
	研究倫理審査チェックシート		8-41
	コンプライアンス教育		8-42
	誓約書		8-43
	調達規程（経理規則施行細則）		8-44
	研究倫理教育		8-45
	経営会議資料（施設計画の見直し）		8-46
	神戸親和女子大学ウェブサイト（本学のオンライン授業および機器環境支援の取り組みについて）	○	8-47
	学生のインターネット環境		8-48
	学習教育総合センター運営委員会議事録 201804		8-49
	遠隔授業ワーキンググループ議事録		8-50
9 社会連携・ 社会貢献	社会連携・社会貢献に関する基本的な方針		9-1
	地域連携センターの主催する事業		9-2
	「キッズオープンキャンパス」、「ものづくりフェスティバル」		9-3
	学生ボランティア数		9-4
	ボランティアの評価		9-5
	ボランティア活動再開のガイドライン		9-6
	子育て支援ひろば『すくすく』使用細則		9-7
	すくすく利用者数		9-8
	おやこふらっとひろば 北		9-9
	心理・教育相談室の相談件数		9-10
	NPO法人親和スポーツネット		9-11
	親和スポーツネット各種事業		9-12
	三田市のゆりのき台児童クラブ		9-13
	大学コンソーシアムひょうご神戸学生交流委員会		9-14
	キッズフェスティバル		9-15
	ふらっとひろば利用者数		9-16
	神戸市北区との包括連携協定		9-17
	北区との協議会議事録		9-18
	アンケート調査		9-19
	神戸電鉄と地域活性化を目的とした協定		9-20
	姫路ヴィクトリーナとの協定		9-21
	アイナックコーポレーションとのスポーツに関する協定		9-22

9 社会連携・社会貢献	村田製作所と附属親和幼稚園でのA Iを使った保育に関する契約書		9-23
	地域連携センター事業報告書		9-24
	地域連携センター事業計画書		9-25
	公開講座の実施回数、参加者数、評価		9-26
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	神戸親和女子大学全学教授会規程		10(1)-1
	神戸親和女子大学副学長及び特命副学長候補者選考に関する規程等		10(1)-2
	神戸親和女子大学運営会議規程		10(1)-3
	学校法人親和学園神戸親和女子大学学長選任規則		10(1)-4
	学校法人親和学園神戸親和女子大学学長選考委員会規程		10(1)-5
	学長候補者推薦要領		10(1)-6
	学校法人親和学園危機管理基本方針		10(1)-7
	学校法人親和学園危機管理規程		10(1)-8
	神戸親和女子大学危機管理委員会及び危機管理対策本部規程		10(1)-9
	新型コロナウイルス感染対策マニュアル		10(1)-10
	テレワークアンケート結果		10(1)-11
	予算編成方針		10(1)-12
	予算原案		10(1)-13
	業務別元帳		10(1)-14
	予算執行伝票システム		10(1)-15
	学校法人親和学園経理規則		10(1)-16
	自己評価・人事考課制度		10(1)-17
	学校法人親和学園事務職員人事委員会規程		10(1)-18
	スタッフ・ディベロップメント(SD)の研修		10(1)-19
	SD 研修報告書		10(1)-20
	大学院科目履修の研修制度		10(1)-21
	自己啓発研修に対する助成制度		10(1)-22
	事務職員人材育成部会内規		10(1)-23
	情報技術に関する研修		10(1)-24
	神戸親和女子大学におけるSDの実施方針に関する内規		10(1)-25
	内部監査規程		10(1)-26
	監事監査業務監査調査票		10(1)-27
	監査報告書(監事)		10(1)-28
	監査法人の監査報告書		10(1)-29
	神戸親和女子大学教職員役職規程		10(1)-30
	学校法人親和学園規程集	○	10(1)-31
	学校法人親和学園ウェブサイト(役員等の氏名)	○	10(1)-32
10 大学運営・財務 (2) 財務	財政健全化に向けての展望(2014.06.24)		10(2)-1
	理事会議事録抜粋、議題資料(第2次10年構想5か年計画関係)		10(2)-2
	常任理事会・理事会議事録抜粋、議題・報告資料(財政改善計画関係)		10(2)-3
	理事会報告資料(第2次財政改善計画関係)		10(2)-4
	評議員会議事録抜粋・理事会議事録抜粋、議題資料(第3次10年構想5か年計画関係)		10(2)-5
	第3次財政改善計画について		10(2)-6
	平成25年度、平成27年度～平成30年度「私立大学等改革総合支援事業」の選定結果について(通知)		10(2)-7
	平成24年度、平成27年度～平成28年度 私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))の交付決定について(通知)		10(2)-8
	平成27年度～平成28年度 私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金の交付決定について(通知)		10(2)-9
	神戸親和女子大学創立50周年記念事業募金事業報告書 学校法人親和学園創立130周年記念事業募金事業報告書		10(2)-10
	2019年度学園教育振興基金		10(2)-11
	「財務比率等」「要積立額に対する金融資産の充足率等確認表」		10(2)-12

10 大学運営・財務 (2) 財務	平成 28 年度～平成 29 年度 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業費）交付決定通知書		10(2)-13
	理事会(2015 年 3 月 20 日)議事録抜粋、議題資料（諸手当改正関係）		10(2)-14
	理事会(2018 年 3 月 23 日)議事録抜粋、議題資料（住宅手当見直し、昇給停止年齢引き下げ関係）		10(2)-15
	施設・設備関係支出		10(2)-16
	財務計算書類		10(2)-17
	財産目録(2019(令和元)年度)		10(2)-18
	5 ヶ年連続財務計算書類【様式 7-1】		10(2)-19

神戸親和女子大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	神戸親和女子大学 30 年史 開学 30 年を祝う		実地 1-1
	2019 年度基礎演習 I マニュアル		実地 1-2
	平成 31 年度学長講話 原稿		実地 1-3
	第 3 次 10 年構想 5 か年計画に関する SCOM 回覧		実地 1-4
	理事会審議結果のインフォメーション		実地 1-5
	第 3 次 10 年構想 5 か年計画と SHINWA VISION の策定経緯		実地 1-6
2 内部質保証	学科・専攻の PDCA サイクル		実地 2-1
	各学科の PDCA サイクルの例		実地 2-2
	2021 国際文化学科 FD の事例		実地 2-3
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内（神戸親和女子大学学則）	○	実地 2-4
	神戸親和女子大学ウェブサイト大学案内（神戸親和女子大学大学院学則）	○	実地 2-5
	ループリック集計データ		実地 2-6
	児童教育学科 FD 研修会 2020		実地 2-7
	児童教育学科 FD 研修会 2021		実地 2-8
3 教育研究組織	全学内部質保証ワーキンググループの開催経過について		実地 3-1
	企画戦略・改革推進室会議の開催経過について		実地 3-2
	企画戦略・改革推進室会議の位置づけ		実地 3-3
	経営戦略会議議事録（2019 年 11 月 14 日）		実地 3-4
	執行部会議議事録（2019 年 7 月 4 日）		実地 3-5
	執行部会議議事録（2019 年 11 月 28 日）		実地 3-6
	教学マネジメント会議議事録（2020 年 9 月 17 日）		実地 3-7
	教学マネジメント会議議事録（2020 年 10 月 20 日）		実地 3-8
	IR 推進室スケジュール		実地 3-9
	IR 推進室実施アンケート一覧		実地 3-10
	認定こども園 神戸親和女子大学附属親和幼稚園運営委員会規程		実地 3-11
	親和幼稚園実習者数		実地 3-12
	幼稚園パンフレット		実地 3-13
4 教育課程・学習成果	2020 防災・安全教育シラバス		実地 4-1
	2019 すくすくウィークリープログラム運営計画		実地 4-2
	面談記録（オンライン画面により提示）【閲覧】		実地 4-3
	授業評価アンケート結果配付 2020 春		実地 4-4
	公開授業の流れ		実地 4-5
	神戸親和女子大学大学院文学研究科教育学専攻研究指導内規		実地 4-6
	神戸親和女子大学大学院文学研究科心理臨床学専攻研究指導内規		実地 4-7
	研究希望調書		実地 4-8
	教育学専攻 修士論文に関する研究指導計画（案）		実地 4-9
	学修成果の把握		実地 4-10
	学修成果の把握（総合文化学科）		実地 4-11
5 学生の受け入れ	神戸親和女子大学受験生応援サイト（入学試験要項 2022）	○	実地 5-1
	神戸親和女子大学受験生応援サイト（動画で親和を紹介）	○	実地 5-2
	神戸親和女子大学受験生応援サイト（Strong Point Book）	○	実地 5-3
	神戸親和女子大学通信教育部 Web 広告		実地 5-4
	2021 年度協定大学科目等履修生新規登録者数		実地 5-5
6 教員・教員組織	2020 年度採用教員募集要項		実地 6-1
	神戸親和女子大学教職員役職規程		実地 6-2
	2021 増担当手当		実地 6-3
	経営戦略会議議事録（2018 年 5 月 31 日）（抄）		実地 6-4

7 学生支援	神戸親和女子大学ウェブサイト学生生活（学生支援・修学支援に関する方針）	○	実地 7-1
	個人面談予約_申込者一覧（学年別 202108）		実地 7-2
	オフィスアワー2020 修正版		実地 7-3
	2020 セミナー		実地 7-4
	2020 セミナー（秋学期・春休み）		実地 7-5
	キャリアデザイン科目群		実地 7-6
	執行部会議議事録（2020 年 12 月 24 日）		実地 7-7
	経営戦略会議（大学経営会議と執行部会議の合同会議）議事録（2020 年 5 月 19 日）		実地 7-8
	新型コロナウイルス感染症対応特別給付奨学金に関する規程（案）		実地 7-9
	執行部会議議事録（2021 年 2 月 4 日）		実地 7-10
	執行部会議議事録（2020 年 7 月 30 日）		実地 7-11
	執行部会議議事録（2020 年 9 月 10 日）		実地 7-12
8 教育研究 等環境	神戸親和女子大学キャンパス情報ネットワークシステム管理・運用規程		実地 8-1
	大学図書館年間開館日数比較		実地 8-2
	2016～2020 年度 図書館利用統計		実地 8-3
	2016～2020 年度 図書館データベース利用統計		実地 8-4
	神戸親和女子大学ウェブサイト（図書館利用案内）	○	資料 8-25
	研究倫理審査フローチャート		実地 8-5
	研究倫理審査 2019～2021		実地 8-6
	執行部会議議事録（2020 年 10 月 1 日）		実地 8-7
	必携化について		実地 8-8
	理事会進達：大教セ第 20-024		実地 8-9
9 社会連携・ 社会貢献	執行部会議議事録（2019 年 8 月 8 日）		実地 9-1
	第 2 回（第 206 回）地域連携センター運営委員会議事録（2020 年 5 月 27 日）		実地 9-2
	第 7 回（第 211 回）地域連携センター運営委員会議事録（2020 年 11 月 25 日）		実地 9-3
	【議事録】（コンソ）2020 年度 第 4 回学生交流委員会		実地 9-4
10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	過去 3 ヶ年の SD 研修会参加状況		実地 10(1)-1
	2020 年度 業務監査調査票		実地 10(1)-2
	2020 年度 監査報告書		実地 10(1)-3
	2021 年度 重点目標設定シート（様式②管理職者用）		実地 10(1)-4
	2021 年度 目標設定シート（様式①非管理職者用）		実地 10(1)-5
その他	SD 研修会一覧（2018 年度～2020 年度）		
	大学基礎データ表 2（2021 年 5 月 1 日現在）		
	学長プレゼンテーション資料		

神戸親和女子大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
5 学生の受け入れ	神戸親和女子大学大学院文学研究科長期履修学生規程		意見申立 5-1